

青森県防災会議原子力部会議事録

平成25年2月14日（木）

青森県環境生活部原子力安全対策課

青森県防災会議原子力部会

平成25年2月14日(木)

10:00～10:50

災害対策本部室

出席者

【青森県防災会議原子力部会委員・専門委員】

谷田次長(青森海上保安部渡部委員代理)、高尾委員、今村防衛幹部(陸上自衛隊第9師団田口委員代理)、今井警備第二課長(青森県警察本部山本委員代理)、小笠原委員、林委員(部会長)、三浦委員、八戸委員、庄子委員、吉田防災調整監(むつ市宮下委員代理)、戸田副村長(六ヶ所村古川委員代理)、越善委員、中谷委員、野坂委員、熊谷委員、伊勢田危機管理監(下北広域行政事務組合消防本部山本委員代理)、浅利委員、荒谷委員、片桐委員、雑賀委員、床次委員、久松委員、宮木委員

【事務局】

関環境生活部次長、石井原子力安全対策課長、庄司原子力安全対策課長代理、嶋谷医療薬務課長代理ほか

議題

- (1) 青森県地域防災計画(原子力編)修正案について
- (2) その他

配付資料

番号なし 会議次第、委員・専門委員名簿、出席者名簿、席図、要綱

資料1 原子力災害対策指針等の地域防災計画(原子力編)への反映状況

資料2-1 原子力災害対策指針改定案の内容と地域防災計画(原子力編)への反映状況

資料2-2 青森県地域防災計画(原子力編)修正案に対する意見と対応

資料3-1 青森県地域防災計画(原子力編)修正案(見え消し)

資料3-2 青森県地域防災計画(原子力編)修正案

資料4 青森県地域防災計画(原子力編)対比表

【司会】

皆さんお揃いになりましたので、先に資料の確認をしたいと思います。机の上に、会議次第、委員・専門委員名簿、本日の出席者名簿、席図、要綱、それから資料番号1の原子力災害対策指針等の地域防災計画への反映状況、A4横版の資料番号2-1原子力災害対策指針改定案の内容と地域防災計画への反映状況、同じく資料2-2修正案に対する意見と対応、資料番号3-1として青森県地域防災計画（原子力編）修正案の見え消し版、資料3-2として修正案、資料4として地域防災計画の対比表、それから机の上にファイルとじの常備資料がございます。この常備資料についてはお持ち帰りにならないようお願いいたします。資料の確認、過不足等ございませんか。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより青森県防災会議原子力部会を開会いたします。開会にあたりまして当部会の部会長であります、林環境生活部長から挨拶を申し上げます。

【林部会長】

部会長の林でございます。まずもって本日、皆様大変お忙しい中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。そしてまた、日頃から防災対策を始めといたしまして県政の推進につきましてご協力、ご尽力をいただいていること、心から感謝申し上げる次第でございます。

本日のこの会議でございますが、前回1月24日の部会でいただきましたご意見、そしてまた去る1月30日でございますが、原子力規制委員会から示されましたEALあるいはOILなど、原子力災害事前対策の在り方あるいは緊急被ばく医療の在り方、こういったものを反映いたしました、原子力災害対策指針の改訂案、こういったものの内容をふまえて、修正案としてまとめたものにつきまして今日ご審議をいただき、部会としての意見集約こういったものをはかりたいと考えているところでございます。県といたしましては、防災体制の整備に万全を期していくため、委員の皆さまにこの修正案に対しまして忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

【司会】

事務局からのお願いですけれども、会議においてご発言の際は卓上のマイクの使用をお願いしたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。原子力部会設置要綱第4条の規定によりまして、部会長が議長となることとなっておりますので、議事の進行を部会長にお願いいたします。

【林部会長】

それでは議長を務めさせていただきます。本日の案件でございます修正案につきまして、本日の部会におきまして意見集約を図りたいと考えておりますので、委員の皆さまのご協力をよろしくお願いしたいと思います。それでは会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、議題(1)の青森県地域防災計画（原子力編）の修正案につきまして、前回からの変更について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

原子力安全対策課課長代理の庄司です。ご説明させていただきます。

まず資料1を用いまして、原子力災害対策指針等の反映状況についてご説明させていただきます。今日お示ししました地域防災計画の案につきましては、1月30日、国で示した原子力災害対策指針の改定原案の内容、これは正式に決まるのは2月20日の予定になってございますが、その内容を盛り込んだかたちでお示しさせていただいております。資料1の表面が

災害対策指針の改定原案等の盛り込み状況を示したもので、右側のゴシック体になっておりますのが1月にお示しした資料と変更になった部分になります。第2のところでは(2)と(7)緊急事態における防護措置実施の基本的考え方と被ばく医療体制の整備、これにつきましては今回修正案、今回というのは1月の資料には入っていませんでしたが、今日お示しした資料には盛り込みましたということで、今回という言葉を使わせていただいております。(6)緊急時モニタリングの体制整備につきましては、国の検討状況を踏まえまして来年度以降に修正する予定としております。ここの第2のところの(10)諸設備の整備につきましては、具体的に盛り込む内容がなかったので取り込みはしてございません。第3の緊急事態応急対策のところでは、(2)と(5)異常事態の把握及び緊急事態応急対策と防護措置、この内容については今回修正してございます。(3)緊急時モニタリングの実施につきましては、国の検討状況を踏まえて次年度以降に修正する予定としております。第6のところでもう一度整理させていただきますと、(1)原子力災害事前対策の在り方、これについてのEALとOILにつきましては今回の修正に盛り込んでおります。ただ、PPAの導入ですとか原子炉以外の施設の原子力災害対策重点区域については、国の検討状況を踏まえまして来年度以降に修正したいと考えてございます。(4)緊急被ばく医療のあり方につきましても、今回の修正には盛り込みました。ただし、安定ヨウ素剤の配布・服用等の具体的なあり方については、国の検討状況を踏まえて来年度以降に修正するというかたちで考えてございます。(2)(3)(6)につきましては国の検討状況を踏まえまして、来年度以降に修正する予定としてございます。

裏にいただきましたが、これは原子力防災対策検討委員会、県が昨年度開催しましたものなのですが、こちらに提言いただいた事項の反映状況についても先ほどの指針の改定状況と内容がかぶることになるんですが、4のモニタリングにつきましては来年度以降に修正、6のところのEAL、OILにつきましては今回修正に盛り込みました。9番その他の緊急被ばく医療につきましては修正に盛り込みましたが、安定ヨウ素剤の配布・服用等の具体的なものにつきましては、来年度以降に修正するというかたちで整理させていただいております。資料1については以上になります。

実際の地域防災計画の変更点について、これからご説明申し上げます。資料2-1と2-2が今回1月の部分と変わったところの概要を整理したものです。資料2-1のほうは災害対策指針の改定案を踏まえて修正した部分、資料2-2のほうは前回1月24日の会議、それ以降に委員の皆さまからご意見をいただいたものを踏まえて修正した内容を整理したものが資料2-2となります。これと資料3-1が地域防災計画の原子力編で、1月に示したものと変えた部分が朱書で、見え消しで訂正したものになります。これを使ってご説明させていただきます。

まず資料2-2と資料3-1を使って前回の意見を踏まえて修正した部分をご説明したあとに、資料2-1で地域防災計画の改定案の反映状況で、私からは上の原子力災害事前対策をうけて修正した部分まで私からご説明しまして、そのあと緊急時被ばく医療の修正部分については担当する医療薬務課からご説明させていただきます。

まず資料2-2と資料3-1をお手元をお願いいたします。資料2-2の一番左に整理番号とありますが、整理番号1番というのは資料3-1では14ページの左下ですね。指定公共機関というところを赤字のように安全基盤機構ですとか放医研を付け加えるかたちで修正させていただきました。整理番号の2番は資料3-1では20ページになります。20ページの上のほうの(6)ですね、県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組み、前は「仕組みの構築に努めるものとする。」を積極的な書

き方にしたらということで、「仕組みを構築にするものとする。」というかたちに修正いたしました。

次、整理番号3番は26ページになります。26ページ12.のモニタリング体制の(1)のところ、緊急時モニタリング計画の策定というところで、最初の2行に「県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。」と書かれておりまして、その下に「なお、食品のモニタリングについては、」ということでまた「原子力災害対策指針や関係省庁のマニュアルを主たる根拠とする。」という書き方をしていますが、内容的にダブるのでなお書きは特に必要ないのではないかとということで削除いたしました。

次は29ページになります。29ページの(8)、これは避難所等の整備の中での記載になるのですが、「県及び市町村は、避難所において、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。」という記載になっておりますが、前回の会議では、テレビ・ラジオの整備も必要なのだけれども、ソフトといったものもきちんと整備して県・市町村から適切な情報提供が行われることが必要なのではないかとご意見がございました。これにつきましては、35ページの第12節(5)のところに朱書になっている最後の2行、「なお、情報を得る手段が限られている避難所等の被災者への情報提供についても留意するものとする。」ということを加筆させていただきました。この35ページのところは事前対策の記述でありまして、応急対策の記述でこれに対応するのが75ページに飛んでいただければと思います。75ページこれは黒書になっておりますので、実は1月の会議の時にも記載があったのですが、会議の場でこういう記載をしておりますということを事務局の方から明確にご説明ができなかった部分になります。この(5)のところ「県は、」という書き出しになっています。4行下の「なお、」のところですね、「被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。」という記載をしております。

次は、5番のところは33ページになります。ご意見がありましたのは33ページ第11節3.のところですね。「(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、」というかたちになっていたのですが、もうちょっと前向きな能動的な表現にしたらということで、「受け」という表現をやめまして「情報提供をもとにこれこれするものとする」というふうな表現にしました。これと同じような記載が第11節1.のところにもありましたのでそちらもあわせて修正してございます。

次は36ページのところをお願いいたします。36ページの13節になります。行政機関の業務継続計画の策定ということで、これについてのご意見は前回の会議では2つありました。対象となるのは県だけなのか市町村もなのかそこを明確にしてくださいということと、業務継続のためには庁舎の移転というハードだけじゃなくてソフト面についても対応が必要なのではないかというご意見がございました。そういうことでまず、県と市町村がやることを分けて記載しましたということと、ソフト面の対応ということは、(1)のところの朱書の部分ですね、5行目のところ「優先的に実施する業務や人員の確保等について定めた業務継続計画」というかたちで加筆させていただきました。(2)のほうには「県は、市町村が庁舎立ち退き、勧告指示を受けたときの退避先をあらかじめ定めるに当たって協力するものとする。」という文章を書き加えてございます。

次は、資料2-1は裏になりまして整理番号8番、これは40ページになります。40ページ第2節の1.の(2)原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合ということで、1月の資料では①、②、③、④という書き方をしていたのですが、そのうちの②と④については県の行動ではない、国がやることを書いているので県のやることをきちんと整理したらというご意見がありましたので、②のところと③のところ、一体化というか③を取りました。国は②のところで、規制委員会はこのことをするよ、県はこのことをするよというふうなことを②と③を合体させております。④につきましては、黒いところ国のやることを書いている文章で終わっていたのですが、「県は防災専門官から連絡を受けた事項について、関係周辺市町村等に連絡するものとする。」と県がやることを加筆してございます。ここで1点修正です。41ページのところの④というのは番号が詰まりますので、③に修正をお願いいたします。

整理番号の9番は49ページになります。49ページの下の部分、(5)のところになります。緊急時の被ばく線量の実測というところになりますが、この2行目のところ、「発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握」という文章だったんですが、放射性ヨウ素の吸入に限らないということで「等」という言葉を入れさせていただきました。

次は58ページになります。58ページの4.原子力災害合同対策協議会への出席等というところの真ん中の表になりますが、対応方針決定会議というのは今は中央でやることになったので、この緊急事態対応方針決定会議は開かれないので、削除してございます。

それと整理番号11番のところでは修正意見のところに書いてございますが、原子力災害では、乳幼児、子どもへの影響が大きいと考えられるので、その旨の記載が必要ではないかというご意見が前回の会議でありました。それについてはこういうかたちになっていますというのを会議の場でうまくご説明できなかつたもので、修正した部分とこういうふうな記載がございましてというふうなことをご説明させていただきますと30ページ、これは事前対策の部分になります。30ページの3.(1)のところ「県は、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、」というふうな記述が1月の時点でもされておりました。これを受けまして、これは事前対策の部分なのでこの記述を応急対策の部分にも反映させて加筆してあります。それが62ページ、63ページになります。これは61ページの一番下から始まっているのですが、屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施ということで、東通の原発の場合というのが61ページから始まっておりまして、62ページに移って(2)で「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。」と加筆してあります。これは東通なので再処理等の場合が63ページに書いておりまして、こちらの方にも(2)というかたちで加筆させていただきました。以上が前回、委員の皆様方からいただいたご意見を受けて修正した部分になります。

続きまして資料2-1のほうに戻っていただきまして、資料2-1これは改定案を受けて修正した部分の原子力災害事前対策の部分になります。緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態と3つに区分して、EAL(緊急時活動レベル)の考え方の部分に応じた主な防護措置をするということを書き加えてあります。それと全面緊急事態に至った後、環境のモニタリング結果で空間放射線量率等の測定値がOIL(運用上の介入レベル)の基準値に達したときにはこういう防護措置をしましょう、ということを加筆してあります。資料3-1でいえば8ページがまず大きな記載の変更になってございます。読ませていただきます。1.として原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施と

ということで、予防的防護措置を準備する区域においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、予防的な防護措置を準備し実施すると、そして三段階にわけてまして、最初の・は原災法第10条の規定により通報をするべき事象「特定事象」に至る可能性のある事故・故障等ということでこれを「警戒事象」という言い方をしております。二つ目の段階が特定事象、三つ目が原子力緊急事態というかたちに区分しています。また、緊急時防護措置を準備する区域「UPZ」30キロ圏になりますが、それにおいては原子力緊急事態となった場合には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする、と記載してございます。2. のところにはOILの記載を加えております。UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。OILと対応する防護措置は次表のとおりということで、9ページに基準値と講ずる防護措置、これ黒字になっておりますが、これは赤字にすべきところでした。文字もちょっと小さいのもう少し見やすいかたちで最終的には整理したいと思っております。これが全般的な話で、それぞれ応急対策のほうにどのようにして書いているのかというのが、62ページになります。61ページの下から見ていただくと、屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施ということで、東通原発の場合を61ページから書いております。「県は、特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難等）の準備を行う。内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置を行う。」としてございました。加えたのは5行目の最後のところからです。赤字で「また、県は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZを含む市町村にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町村に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。また、県は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、緊急時モニタリングを実施し、第1章第7節記載のOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対して住民等に対する措置を要請する。」という記載を加えてございます。これは屋内退避とか避難等に関する部分になります。

もう一点、食品の摂取制限等に関する記載が68ページのほうに加えてございます。68ページ第6節飲食物の出荷制限、摂取制限等ということで、(2)に「県は、第1章第7節記載のOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等これらの解除を実施する。」ということで修正させていただきました。

被ばく医療については医療薬務課から説明します。

【事務局】

医療薬務課の松山と申します。私のほうから緊急被ばく医療の関係部分についてご説明いたします。

資料2-1の下の表になります。今回の指針の改定案のなかで、緊急被ばく医療につきましては、大きく〇三つで記載しておりますが、体制の整備と安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備とスクリーニング体制の整備ということで新たに記載されております。これを受けまして、今回の防災計画の原子力編への反映状況ですが、資料3-1の33ページ、34ページですが、はじめに34ページを開いてください。34ページのところに緊急被ばく医療体制の整備の

部分が書かれておりまして（3）です。県は国と協力し、ということで今回の国の指針の改定案にあわせまして、「多数の傷病者への迅速な対応を可能にするため、地域の救急・災害医療機関等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。」ということを加えております。また、人材育成ということもございまして、改めて（5）として「被ばく医療機関等においては医療関係者に対し、被ばく医療に係わる教育・研修、訓練等を実施し、人材育成を図るものとする。」と記載してございます。

安定ヨウ素剤につきましては、33ページをご覧ください。下の3.の（1）です。安定ヨウ素剤については指針に基づき、原子力災害対策重点区域においてヨウ素剤を備蓄するのですけれども、「特に、PAZ内の住民等に対する事前配布を含め、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。」という記載をしてございます。

また、緊急時対応につきましては、65ページをご覧ください。65ページの下4.スクリーニングの実施の部分ですが、これにつきましては、今回指針に様々な基準等記載されておりまして、改めてここで一番下の行になるのですけれども、県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、ここはずっと同じなのですけれども、スクリーニング及び除染を行うものとする、ということになります。

66ページのところで5.安定ヨウ素剤の部分になります。この（1）につきましては、これは国の本部がやる内容になってございますので、今回あえて（1）は全て削除しまして、これまでの（2）の部分になりますが、県はということで原子力災害対策指針を踏まえということで新たに赤い字の部分です。下のほうに「特に、PAZ内の住民等に関しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤が服用できるよう、必要な措置を講じるものとする。」というふうなことで記載してございます。被ばく医療の主な部分については以上です。

【林部会長】

ただいま一連の内容について、事務局が説明をおこなったわけでございますけれども、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ございませんでしょうか。

【浅利委員】

弘前大学の浅利です。いまの緊急被ばく医療の関係のところなのですが、ページでいいますと資料3-1の71ページのところで、今回の新たな、先ほどの説明の中ではなかった場所なのですけれども、今回の規制庁の出してきた指針の中で、医療総括責任者という言葉が出ております。これは71ページの真ん中よりちょっと下の③のところで記載がされております。赤字のところなのですが、この「医療総括責任者の指示に基づき～」というのがこのあと書いてあるのですが、この人の、どういう立場になるのかがちょっと明確でなくてよく分からないのですが、そもそもがオフサイトセンターの中に国の原子力災害現地対策本部ができて、その機能班の中に医療班ができて、その班長は規制庁のほうから派遣されてくる、若しくは省庁間マニュアルによりますと中央官庁のほうから派遣されてくるというようなことでの取り決めのようですが、県のマニュアルの中では県の現地災害対策本部のこの記載がありまして、その医療班というのは同じようなオフサイトセンターの中にある。今までの防災訓練のときにはオフサイトセンターの中に医療班は1カ所で、そのところはだいたい県の災害対策本部の方がやってらっしゃったのですけれども、この二つの国の組織と県の組織が一緒になってそこでやると、班長が二人いることになります。班長が二人いるとたぶん周りの人たちは非常に混乱しやすくなりますので、その辺の住み分けはどうなっているのかということ。この医療総括責任者という方がどういう立場になるのか。たぶん、県の現地災害対

策本部の医療班の班長の方がこの総括責任者を兼ねるというかたちになると実際の現場では班長といえば国の医療班の班長であり、総括責任者といえば県から来ている健康福祉部の部長さんがその対応になるとこの中では読めるのでそうなるのか。ちょっとその辺を明確にさせていただけたらと思います。以上です。

【事務局】

オフサイトセンターの中の細かい組織については、これから検討されることだと思っております。現在お示ししたのは、これまでのルールを反映して作ったものでございまして、県の組織と国の組織の関係は、56ページをご覧になっていただけますでしょうか。56ページのほうにこれは県が現地に作る、現地災害対策本部の組織を示したものになりますが、ここに医療班というのがございまして③として「各班は、原子力災害合同対策協議会が組織された場合は、国、所在市町村等とともに合同対策協議会に設けられる機能班を構成し、次に掲げる事務を所掌する。」県の組織としてこういう班をつくるんですが、具体的にいうと国がきて、原子力災害合同対策協議会が組織されたときには一緒に活動しますというたちになってございます。そのトップとして県の間人（人間）がもちろん各班の班長として現在はいくと、それが国の組織と一緒にあったときにどういう組織になるかというのはいままでのルールであるのですが、例えばオフサイトセンターの運営要領とか、それに従って現在の資料は作っております。いま国のほうでもこれから検討されると思うのですが、そちらは検討した結果が出て国のほうのルールというかマニュアルですとか、オフサイトセンターの運営要領というものに定められたときにはそちらと整合を取るかたちで、我々の地域防災計画を修正していきたいと考えてございます。

【浅利委員】

わかりました、ありがとうございます。そうすると、ぜひ医療総括責任者という言葉がありますので、この言葉が今回の規制庁の指針で初めて出てきたかと思っておりますので、その辺が明確になるように最終的につくっていただければと思います。

【林部会長】

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

【荒谷委員】

元環境研の荒谷と申します。

安定ヨウ素のことなんですが、国が決めてからお決めになるということで、まだだいぶ先の問題ということはこれらの資料からわかるんですが、それ以前の問題といたしまして、今までのチェルノブイリとかアメリカとかいう国は海藻を食べる文化のない国でございまして、日本人の食生活をみますと朝から晩までお菓子まで海藻、特に青森県のような海岸線の日本で一番長い国は、特に豊富な海藻文化というものの上に食生活が成り立っているように思います。今朝の食卓なんかを思うと皆さんそういう感じだと思えるんですけども、ですから、不必要なものをとるといのは結局害につながっていくと思いますので、まだ時間があるようでございますから少し分析化学的にでも、フローとかストックとかいう面からみましても本当にこの佃煮の一枚食べても充分といわれておりますので、もう少し青森県として、つまり地域としてそういう基本的なデータをもってこういう国の対応に積極的に臨んでいかれたらいいのではないかとかねがね感じておりましたので、まだ先のこととちょっとこの場が本当に適切かどうかはわかりませんが、ぜひ特に青森県のかたは食文化という意味でお心にとめて文言以前にお心にとめていただけたらと思います。最近国際的にようやくお

寿司というもので海苔というものが認識されてまいりました。ですけれども、本当にちょっとしたことでございまして日本の海藻文化というのは本当に深いと思いますので、よろしくお願いいたします。

【林部会長】

ご提言ありがとうございます。ただいまの発言について何か

【事務局】

医療薬務課です。

ただいまのヨウ素剤の服用のご提言だったんですけれども、これについてもいろいろ国のほうでも検討してございますので、県としましてもそういったデータを参考として対策をいろいろ考えていきたいと思っております。

【林部会長】

ただちにとということよりは、長期的な部分としていろいろな部分を検討していく必要があるのかなと思います。

ほかに、はいどうぞ。

【宮木委員】

JNESの宮木でございます。

8ページと62ページの予防的防護措置のところの記載について確認させていただきたいと思います。国の原子力災害対策指針の添付の表1というところには、15条の原子力緊急事態に対応するEAL、区分でいうと3のところですが、そのところの防護措置というのは屋内退避だけではなくてヨウ素剤についての記述とかですね、そういうことも入っていると思います。この記載ですと原則、屋内退避だけに限定されたようなそういう記載になっているんですけれども、その辺は国のそういう書き方といいますか、それとご確認いただいでそれに合わせていただいたほうがいいのかという気がします。この辺はおそらくどのようにやっていくかということはまだこれから国のほうでも決めていく部分が多いと思いますので、この場においては限定されたような記載ではなくて、「等」とかそういう他のものも含めた格好で記載されるほうがいいのかという気がします。それからもう一点、前回申し上げたんですけれども、実際に避難という話がありますとこの地域防災計画にお書きになるのか、或いはもう少しブレイクダウンされた詳細な避難マニュアルというものにお書きになるかちょっとわからないんですけれども、避難の出発元と避難の先と避難の方法とかもう少し具体的な、どこからどこへ、どこを通過して、いつだれが決めるというような話をお書きにならないとやはり特に市町村の方々というのは戸惑われることが多いと思います。これも国の検討とかそういうことも合わせる必要がございますけれども、避難マニュアルとかそういうものだと思いますが、そういうことで検討されたほうがよろしいかという気がします。以上でございます。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。先ほどの屋内退避に限定しない書き方をしたほうがいいのかということはそういったかたちで修正させていただきたいと思います。あと、具体的な避難については全般にいえるのですが地域防災計画の下にいろいろ、例えばマニュアルですとか要領とかいろいろつくるべきものが沢山あるというのは前回も「そういうのをしっかりやってくださいね」とご意見いただいたところでございます。いま委員からご指摘があったのも、これには書かれていないのですが、避難計画ですとかといったものを具体的につくるようなかたちのときにしっかり反映させていきたいと考えております。

【林部会長】

よろしいでしょうか、ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか、どうぞ。

【片桐委員】

原子力機構の片桐です。

全体の整理としては、いまの時点で原子力災害対策指針の反映が充分なされた表現になっているのかなという印象を受けました。一つだけ34ページの緊急被ばく医療の関係の人材育成のところ、(5)で書かれているところですが、「被ばく医療機関等においては医療関係者に対し、」と書かれていて、そもそもの人材育成は、その次の37ページとかにも関係するのですが、県が災害対応に関係する関係機関と連携を図る、かつそれぞれがもってもらわなくてはいけない知見なり能力なりというものをきちんと日頃から育てていくということが大事だろうと考えますので、ここはたまたまこのように表現されているだけだと思いますけれども、県が全体的にどういう機関が関わるのかということとを把握した上でその機関がもってもらわなくてはいけない知識、あとは技能というものをきちんと体系的に整理されて、ここは人材育成につなげていくのだと、そのようなことで書かれていると理解をしたいと思います。もしその辺が考え方として違うようであれば、県がぜひ研修なり演習等についても体系的に整理をされて具体化していくということとを心掛けていただければありがたいと思います。

あと一つ、ご要望として一言申し上げていただきますと、実は前回も申し上げたんですが、より具体的なかたちで実効性があるような環境をつくるということは、結局これからは関係する人材がどう日頃から問題意識を持って自分がやらなくてはいけない役割は何なのか、責任は何なのかということとをちゃんと理解し合っていないといけないと思います。そういう意味ではいま申し上げた研修等についても、知識を得るということは最低限必要でしょうし、訓練の重要性が書かれておりますので、訓練についても実施するというところで終わらないで、例えば意志決定に携わる人はどの様な状況下で意志決定をしていかなければいけないのかということも訓練です。ちゃんと環境を作ることができますので、そういうものをきちんと体系化してしかるべく判断をした上でそれがどういう能力にあるのかということとを自分達が客観的に知るということがすごく大事ですし、これは継続してやらないとせっかく作ったこの計画が前に進まないというふうに理解しますので、そういう意味ではぜひその部分を今後継続して評価いただければなということとで、お願いということとで申し上げさせていただきます。

【事務局】

人材育成につきましては、片桐委員のご指摘のとおり検討して体系的、全般として関わっていくということで考えてございます。ちょっとこの部分はそういったことも含めての表現ということとでご理解いただければと思います。

【林部会長】

後段の訓練等の関係についても充分これから中身を精査しながら対応していく必要があるというふうにも感じております。よろしいでしょうか。ほかにもございますか。どうぞ。

【越善委員】

東通村の越善です。

まずは避難対策についてでございますけれども、これは福島第一の事故からすると広域避難は必要不可欠であるわけでございます、市町村でもやはり地域防災計画の修正や具体的な避難計画をこれから作成するわけでございます。やはり何としても広域避難への検討が必要になってくるわけでございますので、県におかれまして避難先も含めた市町村間の調整や具体的な対策につきまして、引き続き県のご支援をお願いしたいとこのように思います。以上でございます。

【林部会長】

それぞれの市町村だけではいけない部分があると十分承知してございますので、県の役割をきちんと果たしていく必要があると認識してございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【野坂委員】

横浜町の野坂ですけれども、前回もちょっと触れましたけれども、国のほうではP A Z内に安定ヨウ素剤を事前配布するというような方法で今日見ましたけれども、意見としては近隣の30キロ範囲内の町村としては、やはり風況、風向、非常に風の強さ、風の向き、そしてまたヨウ素131はもう半減期が8日間と非常に短いということもあって、やはりUP Z 30キロ範囲内に事前配布できないものかという検討も県でしていただければなという思いを、やはり万が一、安全安心、住民はそういうのをしてもらえれば安心感を持って生活できるのかなという思いもありますのでその辺の検討というか、近隣の市町村、特に30キロ範囲内でそういう不安を感じていますので、そのところもお願いをしたいという思いがあります。

【事務局】

医療薬務課です。

UP Z外のヨウ素剤の配布につきましては現在国のほうでもUP Z外の住民が屋内退避して避難する際にはヨウ素剤の服用というのでも検討されているんですが、現在そのやり方について国のほうでまだ検討されておりますので、ちょっと検討結果をみてこちらの県のほうでも考えていきたいと思っております。

【林部会長】

よろしいでしょうか。ちょっと今ただちにという問題ではなかなかいけない部分はあるかと思えます。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

【小笠原委員】

資料3-1の51ページからの部分ですが、ここには災害対策本部の体制について書かれているのですが、私どもでは先日12日に原子力災害を含めた複合災害を前提とした合同指揮本部の図上訓練を実施しました。その結果を踏まえて、いまここに書かれていることをもう少し検討して、より効果的な組織体制をどうしたらいいのかということがございますので、今後そういった点について事務局と調整させていただくことをご了解願いたいと思います。

【事務局】

ぜひ私どももそう願いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【林部会長】

ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。いろいろご意見いただいたわけですが、できれば今日のこの場でもって意見集約を図りたいと考えてございますので、何かお心残り等ございましたらご発言をしていただいたほうがよろしいかと思えますけれども。どうぞ。

【浅利委員】

いま横浜町の野坂委員のほうからお話がありました、UP Zの範囲でのヨウ素剤についてまだ決まっていないという表現もあるんですが、今までの国のほうの検討の内容では、当初はそこに配布することも事前配布も考えていたと思うんですね。現実的になかなか難しい面もあるんですが、5キロを超えて100メートルを超えた場所と、30キロとはまたたぶん住民のかたの感覚が違ってきますので、P A Zのエリアをちょっと超えたところはもうあげないという話になってくるのも、事前配布はしないというのも非常にづらいものもありますので、

少しその辺は緩やかな表現をして工夫をして場合によっては地域の住民それから地元の市町村が希望する場合は配布がある程度できるようなかたちをつくっておいたほうがいいのではないかなという気もいたします。ぜひ国の方針が出る前の段階だとしたら少しその辺は緩めのルールにさせていただいたらいいのではないかなと感じております。以上です。

【事務局】

いま浅利委員のほうからご意見いただいた件に関しても、これから県の専門部会等いろいろございますので、その中でも検討していきたいと思えます。

【林部会長】

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。それではだいたいご意見等も出尽くしたようでございますけれども、先ほどのご発言の中に宮木委員から屋内退避の部分ですとか、若干修正等も必要になる部分もあるご意見をいただいたところでございますけれども、本日委員の皆さまからいただいたご意見・ご助言等を踏まえまして、修正を作成して原子力部会としてとりまとめたいと考えてございます。先ほどの部分等につきましては、文言等の修正については私部会長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではそういうことにして、ご了承いただきたいと思います。

それではこれからの進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

原子力安全対策課長の石井でございます。本日はお忙しい中御議論いただきまして、また多数有益なご意見をいただきましてありがとうございます。本日も審議いただいた内容を先ほど部会長からございましたとおり、一部文言の修正部分あるかと思えますけれども、その修正したうえで地域防災計画原子力編の修正案というかたちでとりまとめさせていただきます、青森県防災会議に付議させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

【林部会長】

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では以上、だいたい進行終了いたしますが、特段ご発言ご希望よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは大変お忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。そしてまた貴重なご意見・ご指摘をいただきましたこと、感謝申し上げる次第でございます。短期間ではございましたけれども、委員の皆さまのご協力をいただきましてこの修正案をとりまとめることができました。大変ありがとうございます。以上、私の役目、終了させていただきます。

【司会】

以上をもちまして、青森県防災会議原子力部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。